

(広報について)

第26条

本会に広報部を置き、本会の広報活動を担当する。

第26条の 2

本会の広報活動(公式ホームページ、公式LINE、回覧物、チラシ、掲示物その他の情報発信を含む)は、広報部の所管とする。

第26条の 3

広報により発信する内容及び方法については、広報部において協議のうえ決定し、組織としての合意に基づき行うものとする。

第26条の 4

特定の個人又は一部の構成員のみの判断により、本会の公式見解として情報発信を行ってはならない。

第26条の 5

広報の管理責任者は、広報部長又は会長が指名する者とする。

第26条の 6

広報は本会の目的及び事業内容に沿った内容とする。

2 次の内容は掲載してはならない。

- (1) 政治活動又は宗教活動に関する内容
- (2) 特定の個人又は団体を誹謗中傷する内容
- (3) 営利目的の広告
- (4) 個人情報の保護に反する内容
- (5) その他、本会の目的に反する内容

第26条の 7

次に掲げる日常的又は定例的な広報については、広報部の判断により行うことができ、個別の決定会等の協議を要しないものとする。

- (1) 既に決定している行事・事業の日程及び内容の周知
- (2) 定例行事、訓練、清掃活動等の案内
- (3) 回覧物及び掲示物による通常のお知らせ
- (4) その他、軽微な内容であると広報部長が認めるもの

第26条の 8

次に掲げる事項については、広報部において協議のうえ、役員会又は運営会議の承認を得るものとする。

- (1) 本会の方針又は見解を示す内容
- (2) 予算執行を伴う広報
- (3) 対外的な意見表明又は声明
- (4) 新たな広報媒体の開設